

令和7管理年度福井県知事管理漁獲可能量（くろまぐろ）

くろまぐろ（小型魚）およびくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

Ⅰ 知事管理漁獲可能量

次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 知事管理区分             | 知事管理漁獲可能量 |
|--------------------|-----------|
| 福井県くろまぐろ（小型魚）定置漁業  | 43.4      |
| 福井県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等 | 0.5       |

第2 くろまぐろ（大型魚）

Ⅰ 知事管理漁獲可能量

次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

| 知事管理区分             | 知事管理漁獲可能量 |
|--------------------|-----------|
| 福井県くろまぐろ（大型魚）定置漁業  | 31.1      |
| 福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等 | 2.0       |